

## 《解説》「海洋基本計画」策定に関する動きについて

……(社)海洋産業研究会常務理事 中原裕幸

昨年 4 月 20 日に成立し、同 7 月 20 日に施行された「海洋基本法」にもとづき、現在、わが国初の「海洋基本計画」の策定作業が進められている。その策定作業に対して、産業界、学界などから多くの提言や要望が総合海洋政策本部および同事務局に寄せられているほか、同本部および参与会議の動きも着々と進んでいる。そこで、全体の動きを鳥瞰図的に眺めておくこととする。

### 海洋基本法と海洋基本計画

海洋基本計画の策定の根拠は、以下に抜粋する海洋基本法第 16 条の規定である。また、衆議院国土交通委員会における決議で『早急に策定する』ことが求められているものである。この条文第 5 項にもあるように、5 カ年計画として策定される予定で、既に 2 回の総合海洋政策本部会合ならびに 2 回の参与会議において、その骨格が示されつつあるところでもある。

「海洋基本法」(抜粋)

#### 第二章 海洋基本計画

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての基本的な方針

二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 平成 20 年度予算および 21 年度概算要求

さて、5 ヶ年計画としての海洋基本計画が 2 月から 3 月にも閣議決定の運びであるが、平成 20 年度予算との関係はどうなるであろうか。20 年度予算の要求については昨年 8 月末で終わっており、例年通り、年末には国会提出用の政府予算案が固まってきた。そこで、海洋基本法フォローアップ研究会では、既出の要求予算に関連して、「海を知るための予算」を満額確保すること、総合海洋開発プロジェクト調査調整費の新規計上、鉱物資源の探査開発の推進などを主たる内容とする財務大臣あて同研究会世話人連名の「申し入れ」を財務省幹部に直接手交することとなった。

20 年度海洋関連の政府予算については、現在、総合海洋政策本部事務局で取りまとめが行われているが、1 月 15 日時点でまだ公表されていないので全体像は詳らかではないものの、資源エネルギー庁における海底熱水鉱床の開発技術調査について採鉱技術や環境影響予測手法の検討などの内容で当初要求予算を一桁上回る約 5 億円が認められたことが注目される。

しかし、基本計画にもとづく本格的な予算要求は平成 21 年度からということになる。言ってみれば、20 年度は予備エンジンで、21 年度から主エンジンへという“二段ロケット式”の予算措置が想定される。しかしながら、主エンジンへといっても、どのような具体的施策や事業あるいはプロジェクトが概算要求に盛り込まれることになるかは、これから検討されていくものであり、不透明な段階にある。さらに、基本法第 16 条第 7 項に明記されているように、「国の財政の許す範囲内で」、との釘が刺されている。もともとこの条項はほとんどの基本法に書き込まれているものであって、海洋基本法だけに特有のものではない。

ともあれ、年度明けから夏にかけての各府省による概算要求プロセスにおける施策・事業・プロジェクト等の立案、予算化（いわゆる仕込み、タマ込め）がどのようになされるか、いよいよ正念場が近づいてきたと言えよう。

## 海洋基本法フォローアップ研究会

この研究会は、改めて言うまでもなく、超党派議員を主体とする研究会であって、平成 18 年 4 月 4 日から 12 月 7 日まで 10 回開催された「海洋基本法研究会」（以下、旧研究会）を前身とするものである。旧研究会は、議員 11 名（自民 7、公明 2、民主 2）を主体とし有識者 12 名を加えるとともに、10 関係府省をオブザーバーとするものであった。代表世話人は武見敬三・参議院議員（当時）、座長：石破茂・衆議院議員、共同座長：栗林忠男・慶応義塾大学名誉教授というもので、事務局は海洋政策研究財団である。一昨年 12 月 7 日が最終回で、

「海洋政策大綱」をまとめ、「海洋基本法の概要」も決定した。これをベースにただちに議員立法に向けて条文案の作成作業が急ピッチで進められ、約 3 ヶ月で素案をまとめて自民、公明、民主の各党内での承認後、昨年 4 月に国会提出、成立、7 月 20 日施行という経緯は、既に繰り返し述べられているところである。

旧研究会としては、海洋基本法の成立後の昨年 5 月 24 日にフォローアップ会合を開催したが、7 月 20 日以降、総合海洋政策本部および同事務局による行政側の基本計画策定作業の走り出しを見守るかたちとなっていた。

そして、基本計画策定作業が進み始め、総合海洋政策本部の考え方に接する機会が出てきた段階で、海洋基本計画をより充実したものにさせるために、政治の力による働きかけがやはり必要であるとの認識がにわか膨らんで、昨年 11 月、「海洋基本法フォローアップ研究会」を設置して年内に意見集約すべしという動きが急浮上し、準備が進められた。

「海洋基本法フォローアップ研究会」は旧研究会よりも議員の参加が大幅に増え、計 23 名（自民 10、公明 5、民主 8）で、有識者も 16 名に増加。関係府省は引き続き 10 でオブザーバーとして名を連ねた。メインテーブルだけでも巨大な長方形で、随員などを主とするギャラリース席を含めると旧研究会以上に壮大な会合風景となった。しかも、代表世話人には中川秀直（自民党）氏が就任し、座長は石破茂（自民党）氏、共同座長に前原誠司（民主党）、大口善憲（公明党）、栗林忠男の各氏という強力な顔ぶれとなった。

第 1 回会合は 11 月 8 日（木）で、総合海洋政策本部事務局より基本計画の策定作業状況の報告を受けたのち、関係方面の提言や要望の紹介第一弾が行われた。この時プレゼンしたのは 4 団体であり、当会もそのうちの一つであった。さらに第 2 回会合が 11 月 29 日（木）に開かれ、第二弾として 11 団体からの提言、要望が直接披露された（ただし、2 団体は資料配布のみ）。その全体概要は別掲の総括表等を参照されたい（同表中で網掛けした日本経団連および当会の本文を本誌に収録）。

そして、第 3 回会合は 12 月 13 日（木）であったが、その会合後ではタイミンが遅いとの判断により、予算満額確保などの財務大臣に対する上記の「申し入れ」は 12 月 7 日になされ、さらに年末にかけて、海洋基本計画に対する「意見」などが総合海洋政策本部長たる福田総理および冬柴海洋大臣へ提出されていった。

## 海洋基本計画の策定

基本計画については、第 2 回の総合海洋政策本部会合あるいは第 2 回の参与会議などで本部事務局から骨格が提示されているが、1 月 15 日段階では第 2 回参与会議の内容については website にまだ公表されていない。そこで、既に公

表されているものをベースに整理すると次のようになる。

基本計画は、基本法第 16 条第 2 項のなかで示されている一、二、三号の条文内容に沿って策定される。第 2 回総合海洋政策本部会合配布資料「海洋基本計画作成方針案」によれば、その第一号関係では、次のような政策目標の設定が盛り込まれている。

目標 1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦

目標 2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続的利活用に向けた礎づくり

目標 3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

この三つの目標設定がどのような文脈で出てきたのかについては、同作成方針案では必ずしも判然としないが、おそらくは基本計画の計画期間中に実現を目指すべき目標として位置付けられるのではないかと推察される。第二号関係では、基本法第3章の12項目（第17条～28条）に対応して取りまとめられる。なお、その際、府省横断的な議論・検討が求められる施策については、可能な限り方向付けを行うものとする、との記述もなされていることが注目される。第三号関係では、責務条項（第8条～11条）そして関係者相互の連携及び協力、海の日行事、資料の作成及び公表（第12条～15条）などの関係が盛り込まれる見通しである。

これまでの情報を総合すると、基本計画は、総論と上記の第一号から第三号までに対応した3部立てで構成される。その基本計画は関係府省との協議を重ねながら1月中にも素案が確定し、パブリックコメントに付されることになる。パブリックコメントの意見受付期間は数週間と想定されているが、これまで持ち込まれた提言や要望に続いて、パブリックコメントにどれだけの意見、要望等が寄せられるのか、それらの扱いはどうなるのかが注目される所である。

ところで、総合海洋政策本部事務局には海洋基本法フォローアップ研究会でプレゼンを行った15団体以外からの提言や要望等も持ち込まれているようである。たとえば、当会にも伝えられたもので言えば、深海資源研究会（委員長：浦辺徹郎・東京大学大学院教授）、海洋調査技術学会（会長：久保重明）、東京大学海洋研究所、東海大学海洋学部などがそれで、そのほかも含めて相当件数あるもようである。

ともあれ、歴史的な第1期海洋基本計画の確定版はどのようになるのか、いよいよその策定作業も第四コーナーを回ってホームストレッチに入ってきたといえよう。その間、上記のように、平成21年度概算要求の中身をどうして行くのかの検討が同時並行的に進められることとなるわけで、こちらの方も極めて重要である。

(了)